

忘れがちな
お金回りのこと。



補助金・年金 etc.

subsidy

Series 国民年金 年金の届け出忘れはありませんか？

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

人生の節目ともいえる結婚や就職、退職。その節目には国民年金の種別も変更になることがあります。20歳以上60歳未満の方で、以下に該当する場合は届け出が必要となります。必要な書類などを確認のうえ、14日以内に届け出をお願いします。

◆自営業・学生等（第1号被保険者）の方

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員である配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

◆会社員・公務員（第2号被保険者）の方

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第1号被保険者	市役所年金窓口
退職し、その翌日に再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員の方と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

◆会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）の方

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
扶養を外れた（収入の増加や離婚等）	第1号被保険者	市役所年金窓口
配偶者が退職して第1号被保険者になった	第1号被保険者	市役所年金窓口
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

※変更後の種別が第1号被保険者になられる方は、市役所への届け出後、ご自身で保険料を納付していただくこととなります。届け出が遅れた場合でも、納付や免除申請は2年1カ月まで遡ることができます。ただし、納付や免除申請が遅れると、万が一障害年金や遺族年金を請求することになったとき、納付要件を満たせず受給できない場合がありますので、早めに届出をしてください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期日	時間	場所	予約先
4月12日(木)	午前10時～午後3時	本庁(末吉)1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
5月10日(木)		大隅支所別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

※鹿屋市や都城市の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、TEL 0570-05-1165へ必ずご予約をお願いします。予約がない場合は、待ち時間が長くなったり、その日のうちに相談が受けられない場合があります。

Series 税チャンネル 国民健康保険の手続きについて

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

国民健康保険の加入（資格取得）と 脱退（資格喪失）の手続きについて

3月から4月は、転出や就職・退職などが最も多い時期です。世帯の中に、「就職して社会保険に加入した」、「退職して職場の健康保険を喪失した」といった方がいる場合は、国民健康保険（国保）の脱退あるいは、国保への加入手続きが必要です。

社会保険等の加入・脱退の手続きについては、職場の人事担当の方が行ってくださいますが、**国保の加入や脱退は、市役所国民健康保険係（支所は保健係）に自ら届ける必要があります。**社会保険を取得しても、国保の脱退の届け出をしないと、国保税が課税されたままになってしまいます。

国保への加入日は、届出日ではなく 社会保険等の喪失日からです

社会保険等を喪失したにもかかわらず、国保への加入手続きをしなかった場合、**社会保険等の喪失日まで遡って課税**されます。そのため、それまでの期間の国保税をまとめて納付しなければならなくなり、納税困難となるケースがあります。

逆に脱退の届け出が遅れると、それまでの期間が納め過ぎとなり還付になります。いずれも正しい課税ができませんので、早めの届け出をお願いします。

こんなときは必ず手続きを

国保に加入するとき（資格取得）

- ・他の市区町村から転入した
- ・職場の健康保険をやめた
- ・職場の健康保険の被扶養者をはずれた
- ・国保世帯に子どもが生まれた

国保をやめるとき（資格喪失）

- ・他の市区町村へ転出した
- ・職場の健康保険に加入した
- ・職場の健康保険の被扶養者になった

こんなときも手続きが必要です

- ・氏名や住所、世帯主が変わった
- ・世帯を分けた
- ・複数の世帯を一つにした
- ・進学などで、別の住所を定めた
- ・保険証を紛失した

以上が、手続きが必要な例です。その理由によって、手続きの際に必要なものが異なります。国保の手続きに関するお問い合わせは、市役所国民健康保険係（支所は保健係）までお問い合わせください。

税務に関する証明の交付について（お知らせ）

税務関係の証明を請求される場合、窓口に来られる方の印鑑と本人と確認できるものが必要となります。

印鑑・本人確認を求められる証明

- ▽納税証明
- ▽所得証明
- ▽課税証明
- ▽資産証明
- ▽名寄、評価、公課証明 等
- ※車検用の納税証明や地籍図、土地台帳閲覧等はありません。

本人確認について

マイナンバーカード・運転免許証・公的医療保険の被保険者証等により確認します。

代理人が交付を受ける場合

代理人が交付を受ける場合は、委任状（委任者の押印があるもの）と窓口に来られる方の印鑑・身元確認できるものが必要です。また、法人等の証明の交付を受ける場合は、法人等の印鑑と窓口に来られる方の印鑑・身元確認できるものが必要となります。

授業料減免等、公的扶助を受けるための 証明の交付について（お願い）

新年度になりますと、公的扶助等を受けるために、税務に関する証明書の提出を求められる場合があります。必要な証明書の種類や記載内容（個人分か世帯全員分か、所得のみか課税内容まで必要か等）は、その目的や提出先により異なりますので、証明書を申請される際は、証明書の種類や記載内容が分かるもの（提出先より送付された文書や手引き等）をご持参くださるようお願いいたします。